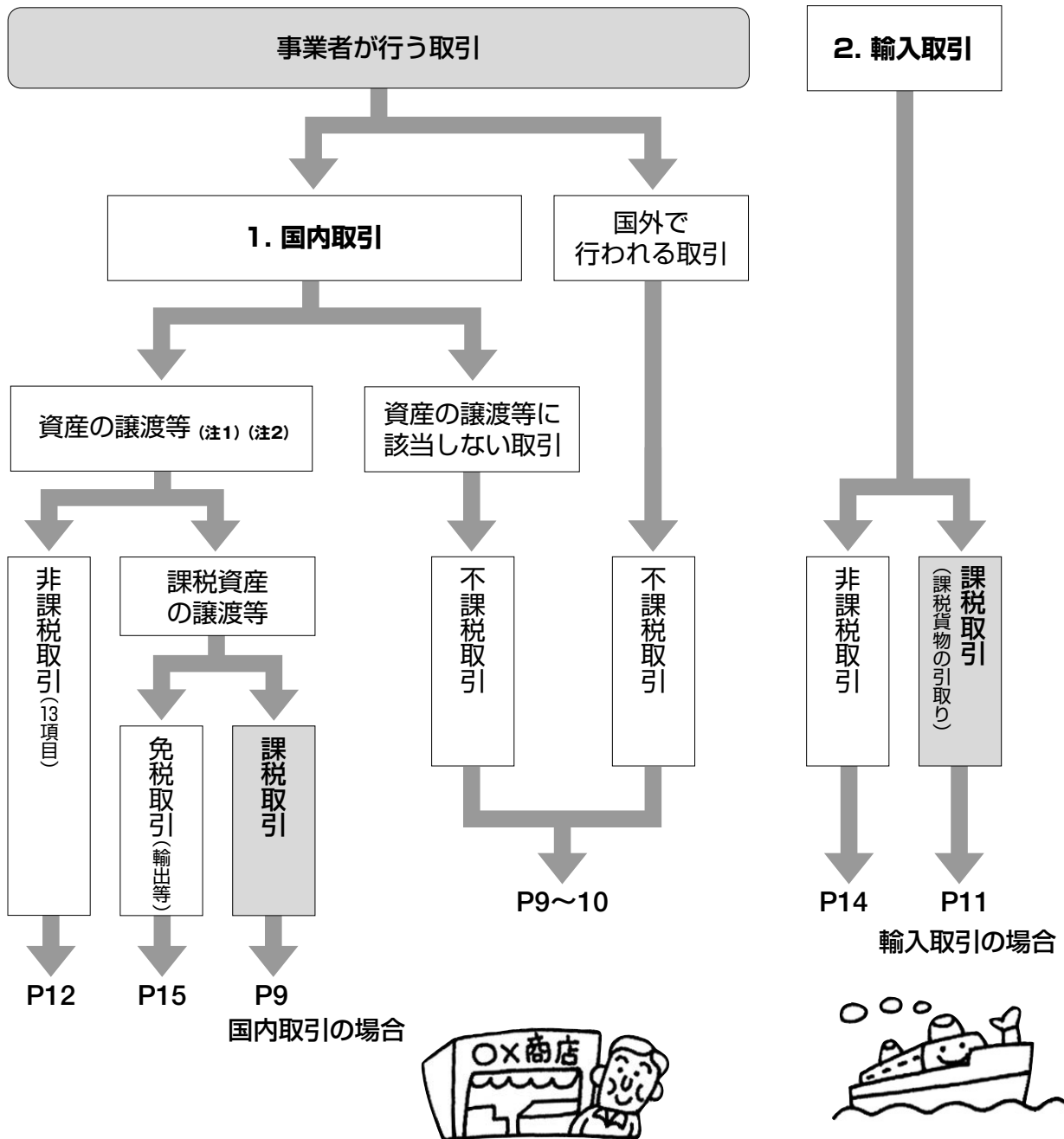


## ② どんな取引が課税対象？

この章では、「消費税が課税される取引」について説明します。

消費税の課税対象は、「1. 国内取引」と「2. 輸入取引」に限られ、国外で行われる取引は課税対象にはなりません。



**注1** 資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいいます。

**注2** 資産の譲渡等のうち特定資産の譲渡等（参照→P45）に該当するものは、特定課税仕入れとして役務の提供を受けた事業者には納税義務が課されます。